

(昭23法68)に基づく定期接種とし、B型肝炎については、平成28(2016)年10月から、「予防接種法」に基づく定期接種とすることとしている。また、おたふくかぜ、ロタウイルス感染症について定期接種化に向けた検討を行っている。

2 子供・若者に関する相談体制の充実

(1) 相談窓口の広報啓発等(内閣府)

内閣府では、児童虐待、いじめ、ひきこもり、不登校等、子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、専門の相談窓口、相談機関についてホームページにおいて周知を図っている。

(2) 子ども・若者総合相談センターの充実(内閣府)

子ども・若者総合相談センター²⁰は、地方公共団体が子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として設けるものである。幅広い分野にまたがる子供や若者の問題への相談に対し、一元的な受け皿になり、いわゆる「たらい回し」を防ぐとともに、他の適切な機関に「つなぐ」機能を果たすことが求められている。

内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターを始めとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。

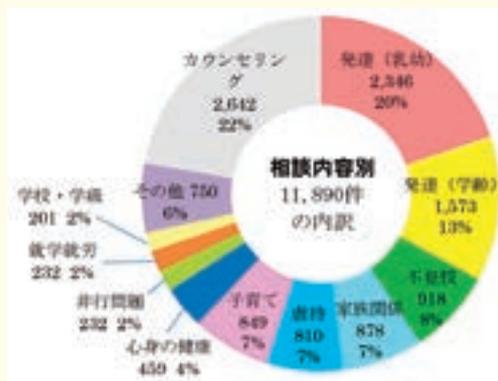
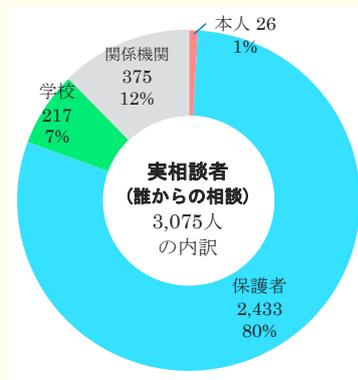
COLUMN No.3

岐阜市におけるワンストップ相談窓口の設置

各地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する住民からの相談に応じ、関係機関の紹介、情報提供、助言を行う拠点機能が確保されることは重要である。

岐阜市においては、平成26(2014)年4月、「子ども・若者総合支援センター」(「エールぎふ」)(以下「センター」という。)を新設し、それまで教育分野、福祉分野それぞれで個別的に実施してきた相談支援業務を集約させた。また、これに合わせて、子供・若者に対する支援に関する全ての事項を所管する部局として、「子ども未来部」を新設した。

センターでは、0歳児から20歳に達するまでの子供・若者やその保護者、教職員等を対象として、発達の遅れ、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等、あらゆる悩みや不安についてワンストップで相談を受け付け、必要な支援を行うとともに、ケースによっては、医師、警察、弁護士、臨床心理士等、センターの外部の専門



(平成26年度相談実績)

20 「子ども・若者育成支援推進法」第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

家、関係機関と連携して対応している。例えば、不登校の児童によるひとり親への暴力行為に関する相談を受け付けた事例においては、警察、児童相談所、学校等との拡大ケース検討会議を継続的に実施する中で、親の児童への接し方にも問題があることが判明したことから、児童への対応に加え、親へのカウンセリングも継続して実施し、現在、父子関係の改善及び児童の登校につながっている。

また、センターでは、相談者のケース管理を行うことにより、相談者が、その後に新たな相談・支援が必要となった場合にも過去の記録を基に有効な対応ができる、発達段階に応じた継続的な支援体制を整備している。

このほか、同市では、平成27（2015）年度より、子ども専用ダイヤルとメールアドレスを記載した「子どもホットカード」を、市立のみならず、国立、私立を含む全小中高校の児童生徒に配付し、子供本人からの相談件数の大幅な増加につながっている。平成28（2016）年度からは、隣接市町の児童・生徒にも配付し、広域的な相談体制の構築に努めている。



〈子どもホットカード〉



〈センターの様子（親子教室）〉

（3）学校における相談体制の充実（文部科学省）

子供が抱える問題の早期発見・早期対応のためには、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、関係機関・団体と連携して必要な支援をしていくことが大切である。

前述のとおり、学校では、養護教諭と関係教職員が連携した健康相談や保健指導が行われている。

文部科学省は、学校における相談体制の充実のため、子供の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、教育分野に関する知識に加えて社会福祉の専門的な知識・技術を有し子供の置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所を始めとする関係機関・団体とのネット

ワークにより子供を支援するスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図ったりしている²¹ (第2-16図)。

- ・スクールカウンセラーの配置拡充 (公立小学校約15,500校 (うち小中連携型配置約5,000校), 全ての公立中学校約10,000校 (うち週5日相談体制200校, 小中連携型配置約2,500校))
- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 (2,247人→3,047人)

を図る。また、教職員を対象とした研修会などを行っている。

第2-16図 スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー



(出典) 文部科学省資料

(4) 地域における相談体制の充実 (厚生労働省, 消費者庁)

厚生労働省は、地域における相談や医療機関での対応の充実のため、以下の取組を行っている。

- ・身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談・交流ができる「地域子育て支援拠点」の設置の推進や、子供やその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業」を推進
- ・不登校やひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為、薬物乱用といった学童期や思春期に多くみられる心の問題に対応するため、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における、医師、保健師、精神保健福祉士による相談の推進
- ・性に関する健全な意識をかん養し正しい理解の普及を図るため、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動(「ピア・カウンセリング」と「ピア・エデュケーション」)の普及促進
- ・障害のある子供に関しては、平成24(2012)年4月に創設した障害児相談支援を平成27(2015)年4月から障害児通所支援を利用する全ての保護者に原則実施
- ・様々な子供の心の問題や、被虐待児の心のケア、発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」の実施
- ・仕事に悩む若者の相談窓口として、平日の夜間・土日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610)の設置

21 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm